

枚方京田辺環境施設組合指定金融機関事務取扱要綱

平成28年7月1日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、枚方京田辺環境施設組合指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）における枚方京田辺環境施設組合の公金（以下「公金」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総括店 指定金融機関の店舗のうち、指定金融機関において取り扱う公金の収納及び支払の事務を総括する店舗をいう。
- (2) 取扱店 指定金融機関の全ての店舗をいう。

(総括店)

第3条 指定金融機関は、取扱店のうち1か店を総括店としなければならない。

(収納に関する書類)

第4条 指定金融機関で取り扱う収納金の受入れは、納付書、納入通知書、払込書その他納入に関する書類（以下「納付書等」という。）によるものとする。

(取扱いのできない納付書等)

第5条 指定金融機関は、次に掲げる納付書等を取り扱うことができない。

- (1) 金額（内訳があるときは合計額）を訂正又は改ざんしたもの
- (2) 各片の金額又は納付者氏名が相違するもの
- (3) 著しい汚損等により金額又は納付者氏名が判読し難いもの
- (4) その他納付書等の要件を著しく損なうもの

(収納金の種類)

第6条 指定金融機関が取り扱う収納金は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般会計 組合収納金
- (2) 歳入歳出外現金等

(収納金の受入れ)

第7条 指定金融機関は、次に掲げるものに限り収納金として受け入れることができる。

(1) 現金

(2) 小切手等（小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するものをいう。以下この号において同じ。）で、次の要件を備えるもの

ア 持参人払式又は指定金融機関若しくは会計管理者を受取人とする小切手等

イ 当該収納店が即日又は翌営業日中に資金取立ての可能なもの

ウ 権利の行使のため定められた期間内に支払のための提示又は支払の請求ができるもの

エ 小切手等の金額が納付金額を超えないもの

(証券による収納)

第8条 指定金融機関は、証券により公金の払込みを受けたときは、次の取扱いをするものとする。

(1) 納付書等の各片に「証券受領」と表示し、その日の収納金とすること。

(2) 証券は、収納の日又はその翌営業日にこれを決済すること。

(3) 収納した証券が不渡りとなったときは、納付者に対し直ちに当該証券について支払がなかった旨及びその者の請求により当該証券を還付する旨を書面で通知し、当該収納金を取り消すとともに総括店にその旨を報告すること。

(4) 指定金融機関は、前条第2号に掲げる証券であってもその支払が確実でないと認めるときは、その受領を拒絶することができる。

(納付書等の取扱い)

第9条 指定金融機関は、納付書等により、収納金を受け入れたときは、次の取扱いをするものとする。

(1) 納付書等の各片の所要記載事項が一致していることを確認すること

。

(2) 納付書等の各片の領収日付欄に指定金融機関所定の収納印を押印の上、領収証書を納付者に交付すること。

(指定金融機関の取りまとめ)

第10条 指定金融機関は、当該金融機関の各取扱店における領収済通知書を毎営業日所定の方法により取りまとめるものとする。

2 総括店は、前項に規定にする領収済通知書、書面等を確認の上、指定金融機関が受け入れた収納金及び会計管理者名義の口座に直接入金された収納金を集計し、必要書類を会計管理者に送付するものとする。

3 総括店は、指定金融機関が受け入れた収納金を会計管理者があらかじめ指定した方法により会計管理者名義の普通預金口座に受け入れなければならない。

(小切手による支払)

第11条 指定金融機関は、会計管理者から小切手振出済通知書を受け取ったときは、当該通知書の内容に基づいて前条第3項の普通預金口座から会計管理者があらかじめ定めた当座預金口座に当該通知書の金額を振り替えるものとする。

2 指定金融機関は、会計管理者が振り出した小切手の提示を受けて、その支払を求められたときは、次に掲げる事項を調査した上、適合であると認めたときは、支払をしなければならない。

(1) 小切手が所定の様式に適合していること。

(2) 印影が明瞭であり、届出の印鑑と一致していること。

(3) 小切手はその振出日付から1年を経過したものでないこと。

(4) 小切手はその振出日付の属する年度の出納閉鎖期日経過後に提示されたものであるときは、小切手等支払未済繰越金として整理されているものであること。

3 前項の小切手が調査の結果、不適合のときは、直ちにその事実を会計管理者に照会し、その指示を受けて処理するものとする。

4 指定金融機関は、毎営業日その日の小切手の支払額について小切手振出済通知書により照合しなければならない。

(口座振替による支払)

第12条 指定金融機関は、会計管理者から小切手を添えて口座振替の依頼を受けたときは、直ちにその内容に基づいて振り替えるものとする。

2 指定金融機関は、会計管理者より口座振替の訂正依頼を受けたときは、その指示に従って振替手続をとらなければならない。

(公金の保管)

第13条 指定金融機関は、会計管理者の指示により、普通預金、通知預金、定期預金等の相互の振替をするものとする。

(預金利子)

第14条 指定金融機関は、前条の各預金に対する利息について利息計算書を会計管理者に提出し、会計別受入れ科目の指示を受けなければならない。

(預金残高証明)

第15条 指定金融機関は、第13条の預金の毎月末日における預金残高について、預金残高証明書を翌月6日までに会計管理者に提出しなければならない。ただし、6日が休業日の場合は翌営業日とする。

(事務連絡等の周知)

第16条 総括店は、管理者又は会計管理者から公金取扱い等に関する通達等を受けた場合、その内容を直ちに各取扱店に周知しなければならない。

(帳簿書類等の保存)

第17条 指定金融機関は、収納及び支払に関する帳簿書類等を年度別に区分し、年度経過後少なくとも帳簿にあっては10年間、その他の書類にあっては5年間保存しなければならない。

(委任)

第18条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。